

論稿 ラテンアメリカにおけるジェンダー・クォータと女性の政界進出

著者	菊池 啓一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	27
号	2
ページ	38-49
発行年	2010-12-20
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005943

ラテンアメリカにおける ジェンダー・クォータと女性の政界進出

菊池啓一

◎はじめに

ラテンアメリカには「マチスモ」とよばれる男性優位主義が存在する。性別分業の観点から政治家は男性の職業であるとされ、女性が議員候補となることはかつては極めて稀であった (Borner et al.[2009: 29-46])。また、仮に当選したとしても、女性の政治活動に対する偏見と戦うことになる。ボルネルら (Borner et al.[2009: 68-69]) の行ったアルゼンチンの女性議員へのインタビューによれば、政界にはダブルスタンダードが存在しており、女性議員は常に男性議員以上の働きをみせなければならない。また、男性議員は何度でも好きなきに本会議を欠席することができるのに対し、女性議員は一度の病欠だけで大きな非難を浴びることになるという。

ところがその一方で、ラテンアメリカでは次々に女性大統領が登場しており、1990年以降6人の女性が大統領選に勝利している⁽¹⁾。1990年代にはニカラグアでチャモロ (Violeta Barrios de Chamorro) 政権 (1990~1997年)、パナマでモスコソ (Mireya Moscoso) 政権 (1999~2004年) が誕生した。そして、近年ではチリのバチェレ (Michelle Bachelet) 政権 (2006~2010年)、アルゼンチンのフェルナンデス (Cristina Fernández de Kirchner) 政権 (2007年~)、コスタリカのチンチャージャ (Laura Chinchilla) 政権 (2010年~)

が相次いで成立している。さらに、2010年10月のブラジル大統領選では、ジルマ・ルセフ (Dilma Rousseff) が決選投票の末、勝利した。

それでは、マチスモの根強いラテンアメリカにおいて、なぜ女性の政界進出が進んでいるのだろうか。近年のこの潮流を支えていると考えられているのが、多くのラテンアメリカ諸国で取り入れられているジェンダー・クォータ (gender quotas) の存在である。そこで、本稿ではラテンアメリカ20カ国の議会選挙におけるジェンダー・クォータの機能について検討してみたい。まず、議会選挙におけるジェンダー・クォータの諸類型を紹介し、それらがどのようにラテンアメリカ各国に導入されているのかを概観する。つぎに、各国の選挙制度とジェンダー・クォータの女性議員

数の増加への影響を分析する。そして最後に、女性議員数の増加の行政府への影響を検証する。

I ジェンダー・クオータの諸類型とラテンアメリカ各国への導入

1. ジェンダー・クオータの3類型

ジェンダー・クオータとは、過少代表されている女性の政治参加を促進すべく、一定割合の政治的ポストを女性に優先的に配分することを目的とした諸制度の総称であるが、そのほとんどは各国の議会選挙に対して適用されているものである。よって、本稿もラテンアメリカ20カ国の議会選挙におけるジェンダー・クオータに注目する。

ジェンダー・クオータの制度的特徴は国によってさまざまであるが、クルーク (Krook[2009: 6]) によれば、「指定枠 (reserved seats) クオータ」, 「政党型クオータ (party quotas)」, 「選挙法型クオータ (legislative quotas)」の3種類に分類される⁽²⁾。アフリカやアジア、中東でみうけられる指定枠クオータは、議会における女性議員数の下限を憲法等によって定めたもので、議員定数の数%から30%程度が指定枠とされていることが多い。指定枠への当選者決定方法はさまざまで、例えば、大選挙区制においては各選挙区に女性当選者枠が存在する。一方、小選挙区制では女性候補者のみの選挙区の存在が義務付けられている例もある (Krook[2009: 6-7])。

指定枠クオータが女性議員数の下限を規定するものであるのに対し、政党型クオータと選挙法型クオータは女性候補者数に関するものである。このうち、各政党が内規によって25%から50%の女性候補を立てることを自らに義務付けたものが政党型クオータである。同制度は1975年のノルウェーの左派社会党と自由党を皮切りに、女性票

獲得を狙う新興政党によって次々に採用された。そして、1980年代の女性票による緑の党などの躍進を受け、イデオロギーを超えて西ヨーロッパ中に広まった (衛藤[2007: 8-13])。政党型クオータでは、比例代表制の場合は各選挙区の候補者名簿に含まれる女性の割合、小選挙区制の場合は全選挙区の候補者に占める女性の割合が規定される (Krook[2009: 8])。また、あくまで政党の内規によるものであるため、憲法や法律を根拠とする指定枠クオータや選挙法型クオータとの並存が可能であるのも政党型クオータの特徴である。

一方、選挙法等によって20%から50%の女性候補を立てるよう各政党に義務付けたものが選挙法型クオータで、ラテンアメリカやアジア、アフリカ、南ヨーロッパ、東ヨーロッパなどで幅広く採用されている。政党型クオータと同様に、比例代表名簿に含まれる女性候補者の割合や全選挙区の候補者に占める女性の割合が規定されるが、選挙法等が根拠となるため、違反に対する罰則規定が存在することが多い。そのため、政党型クオータではジェンダー・クオータを採用する政党と採用しない政党が一国内に並存可能であるのに対し、選挙法型クオータでは全政党がジェンダー・クオータを採用する義務を負う (Krook[2009: 8-9])。

2. ジェンダー・クオータとラテンアメリカ

以上に紹介した3種類のうち、ラテンアメリカでみられるのは選挙法型クオータと政党型クオータの2種類である。ジェンダー・クオータの受容状況とその効果を概観した表1から分かるように、現在有効な選挙法型クオータの存在している国がラテンアメリカ20カ国中12カ国あり、また、20カ国中15カ国で政党型クオータを採用する政党がみうけられる。

表1 ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータとその効果¹⁾

国名	政党型クオータ ²⁾		選挙法型クオータ				選挙制度（下院）			女性下院議員のシェア （単位：％）		女性関係のシェア （単位：％）
	政党名	クオータ （単位：％）	成立年	クオータ （単位：％）	候補者 順位 規定	罰則 規定	小選挙 区制	拘束名 簿式 比例 代表制	非拘束 名簿式 比例 代表制	1997年 1月	2010年 7月	2010年9月
アルゼンチン	正義党 (PJ)	30~50 ³⁾	1991年	30	●	●		●		25.3 ⁷⁾	38.5	20
	急進党 (UCR)	30										
ボリビア	国民統一戦線 (UN)	50	1997年	30(下院比例区), 25(上院)	●	●	●	●		6.9	25.4	55
ブラジル	労働者党 (PT)	30	1997年	30(下院)		●			●	6.6	8.8	10.3
	民主労働党 (PDT)	30										
	社会人民党 (PPS)	30										
チリ	民主主義党 (PPD)	40	無し	/					●	7.5	14.2	27.3
	社会党 (PS)	40										
	キリスト教民主党 (PDC)	20										
コロンビア	特に無し	/	1999年 (停止中) ⁴⁾	30				●	● ⁵⁾	11.7	12.7	30.8
コスタリカ	国民解放党 (PLN)	40	1997年	50	●	●		●		15.8	38.6 ⁸⁾	36.4
	キリスト教社会連合党 (PUSC)	50										
	市民活動党 (PAC)	50										
	自由運動党 (PNL)	40										
キューバ	特に無し	/	無し	/						22.8	43.2	25
ドミニカ共和国	ドミニカ革命党 (PRD)	33	1997年	33(下院)		●			●	11.7	20.8	14.3
	キリスト教社会改革党 (PRSC)	33										
エクアドル	エクアドル・ロルドス党 (PRE)	25	1997年	45		●			●	3.7	32.3	42.9
	民主左翼 (ID)	25										
	人民民主党 (PDP)	25										
エルサルバドル	ファラブンド・マルティ民族解放戦線 (FMLN)	35	無し	/				●		15.5	19.0	15.4
グアテマラ	国民希望党 (UNE)	40	無し	/					●	12.5	12.0	0
	グアテマラ国民革命連合 (URNG)	30										

国名	政党型クオータ ²⁾		選挙法型クオータ				選挙制度（下院）			女性下院議員のシェア （単位：％）		女性関係のシェア （単位：％）
	政党名	クオータ （単位：％）	成立年	クオータ （単位：％）	候補者 順位 規定	罰則 規定	小選挙 区制	拘束名 簿式 比例 代表制	非拘束 名簿式 比例 代表制	1997年 1月	2010年 7月	2010年9月
ハイチ	民主主義運動 の国民運動 (MNMD)	25	無し				●			3.6	4.1	21.1
ホンジュラス	特に無し		2000年	30				●		7.8	18.0	12.5
メキシコ	民主革命党 (PDR)	20	1996年	40	●	●	●	●		8.8	26.2	16.7
	制度的革命党 (PRI)	50										
ニカラグア	サンディニスタ 民族解放戦線 (FSLN)	30	無し					●		10.8	20.7	46.2
	立憲自由党 (PLC)	40										
	サンディニスタ 革新運動 (MRS)	40										
パナマ	特に無し		1997年	30				●		9.7	8.5	26.7
パラグアイ	コロラド党 (ANR-PC)	30	1996年	20	●	●		●		2.5	12.5	7.7
	急進自由党 (PLRA)	33										
	倫理的市民による 全国同盟 (UNACE)	30										
	二月革命党 (PRF)	30										
ペルー	特に無し		1997年	30		●		●		10.8	27.5	16.7
ウルグアイ	社会党 (PS)	25	2009年	33	●	●		●		7.1	15.2 ⁹⁾	8.3
	キリスト 教民主党 (PDC)	25										
	新空間 (NE)	33										
ベネズエラ	民主行動党 (AD)	30	1997年 (停止中) ⁴⁾	30 (比例区)		●	●	●		5.9	17.5	26.9
	社会主義運動 (MAS)	30										

- (注) 1) 議会に関するデータは下院（一院制議会を含む）のみ記載。また、選挙法型クオータの「候補者順位規定」と「罰則規定」および選挙制度の各欄では、各項目に該当する場合にのみ●印を付した。選挙制度の欄において●が複数ある場合は、それらの制度が併用されていることを示している。
- 2) 国政レベルでの主要政党のみ記載。必ずしも各国の全政党のデータを網羅しているわけではない点に留意されたい。
- 3) 州レベルの党組織によって規定されているため、州によって異なる。
- 4) 選挙法型クオータは違憲判決により停止されている。
- 5) 2003年以降、各政党が拘束名簿式か非拘束名簿式を選挙の際に選択する方式になっているが、ほとんどの政党が後者を採用している。
- 6) 共産党によって選ばれた各候補者に対する信任投票。
- 7) 1993年の下院選より選挙法型クオータを施行。
- 8) 次回選挙よりクオータが40%から50%に引き上げられる予定。
- 9) 2014年より選挙法型クオータを施行予定。ただし、各政党の予備選挙におけるジェンダー・クオータはすでに義務付けられている。

(出所) Global Database of Quotas for Women[2010], IFES[2010], IPU[2010], Congreso Visible[2010], Archenti y Tula[2008: 19], Jones[2009: 61], Baldez[2004: 242], Luciak[2005], CIA[2010]を基に筆者作成。

それでは、ジェンダー・クォータはどのようにしてラテンアメリカに受容されたのであろうか。一般に、選挙法型クォータの導入を促進するのは複数の政党の女性党员による運動および党外・政権外からの「外圧」であるが (Franceschet [2008: 198]), アルゼンチンが世界に先駆けて選挙法型クォータを成立させたのには、同国の歴史的背景も大きく影響している。ペロン (Juan Domingo Perón) 政権下の1949年、その妻のエビータ (Eva Perón) の指導によって女性ペロン党 (Partido Peronista Femenino) が組織され、候補者の3分の1を女性とすることがペロン党内で決定された。その結果、1954年の選挙では上下両院のそれぞれ約2割を女性議員が占めることとなった (Marx et al.[2007: 51])。しかし、その後、女性ペロン党が消滅すると女性議員数は一気に減少し、1983年の民主化に「五月広場の母たち (Madres de Plaza de Mayo)」などの女性運動が大きく貢献したものの、民主化後の女性議員数は以前よりも低水準で推移した (Marx et al.[2007: 56-57], Krook[2009: 165-166])。このような状況下で1985年にナイロビで開催された第3回世界女性会議に参加したアルゼンチン代表団は、他国代表団との意見交換を通じて法律によるジェンダー・クォータ導入の可能性を認識した。そして、急進党 (Unión Cívica Radical) のマラッロデトーレス (Margarita Malharro de Torres) 上院議員の法案が急進党とメネム大統領 (Carlos Menem) 率いる正義党 (Partido Justicialista) 両党の支持を受け、1991年11月に「ジェンダー・クォータ法 (Ley de Cupo Femenino)」として成立した (Marx et al.[2007: 58-77], Krook[2009: 166-170])。

その後、ラテンアメリカにおける選挙法型クォータの受容に決定的な役割を果たしたのは、国際社会からの圧力である。1995年に北京で第4

回世界女性会議が開催され、各国が全女性のために平等・平和・開発の達成を目指す北京宣言および行動綱領が全国連加盟国によって採択された (Krook[2009: 3])。特に、行動綱領では「あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等」の改善が戦略目標の一つとして掲げられ、第190条b項において「選挙制度におけるものを含め、政党に対し、選挙によるもの及び選挙によらずに任用される公的な地位に女性を男性と同じ比率かつ同じレベルとするよう奨励する施策を、適当な場合、講じること」(内閣府男女共同参画局[2010])を各国政府に要求した。そしてこの行動綱領を受け、多くのラテンアメリカ諸国で1996~2000年間に選挙法型クォータが成立した。また、選挙法型クォータ成立後も、多くの国で法改正によるクォータの引き上げが行われている。

しかし、ラテンアメリカにおいて、選挙法型クォータに対する反発がみられないわけではない。チリでは、特に保守政党から選挙法型クォータはエリート主義的であるという反発があり、加えて、政治的ポストを希求する女性が少なければジェンダー・クォータの意味がないとする議論も広く存在している (Franceschet[2008: 200-201])。また、ウルグアイでは、選挙法型クォータの実質的な効果やその違憲性への疑念から、近年まで選挙法型クォータが成立しなかった (Johnson[2008: 219-221])。さらに、コロンビアの憲法裁判所やベネズエラの最高裁判所のように、司法府が違憲判決によって選挙法型クォータを停止した事例もみられる。

一方、政党型クォータは立法過程を経る必要がないため、より多くの国で受け入れられている。衛藤 ([2007: 10-11]) は、伝統的な階級構造に依拠していない新興政党の女性票獲得への動き

が西ヨーロッパへの政党型クオータの導入を促進した点を指摘しているが、ラテンアメリカにおいても政党型クオータは従来の支配層を基盤としていない政党、すなわち、左派政党ないし中道左派政党に多く採用されている。特に、選挙法型クオータ導入前に政党型クオータを取り入れた政党にその傾向が強い。例えば、ブラジルの労働者党 (Partido dos Trabalhadores) は1986年、メキシコの民主革命党 (Partido de la Revolución Democrática) は1993年、ドミニカ共和国のドミニカ革命党 (Partido Revolucionario Dominicano) は1994年、コスタリカの国民解放党 (Partido Liberación Nacional) は1996年にそれぞれ政党型クオータを導入している (Krook[2009: 233-234])。また、選挙法型クオータへの反発が強かったチリやウルグアイでも、中道左派連合を構成する政党の多くが政党型クオータを採用している⁽³⁾。

II ジェンダー・クオータと女性議員数の増加

前節で概観したように、ラテンアメリカでは選挙法型クオータと政党型クオータが混在している。これらのジェンダー・クオータの存在は、実際に女性議員数の増加に繋がっているのだろうか。

アルチェンティとトゥーラ (Archenti y Tula [2008: 14-20]) によれば、ジェンダー・クオータの効果は各国の政治文化だけでなく、選挙制度やジェンダー・クオータそのものの内容に媒介される。そこで、表1の各国のジェンダー・クオータの内容、選挙制度、女性下院議員のシェアの変化に注目したい⁽⁴⁾。ジェンダー・クオータの目的の一つは各国における女性議員のシェアを50%にすることであるが、実際には多くの国でクオータ

は30%程度に設定されている。よって、本稿では女性下院議員のシェアが25%を超えている場合を「成功例」ととらえることとしたい。この基準から表1を検討すると、ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータの「成功例」はアルゼンチン、ボリビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、ペルーの6カ国に過ぎないことが分かる。また、皮肉なことに、現在のラテンアメリカで最も女性下院議員のシェアの高いのはジェンダー・クオータを導入していないキューバ (43.2%) である⁽⁵⁾。つまり、女性大統領は誕生しているものの、ラテンアメリカ全体としては、ジェンダー・クオータは決してうまく機能しているわけではないのである。

ラテンアメリカにおける「成功例」の少なさの一因は、政党型クオータが効果的に機能していない点である。2010年7月時点で政党型クオータのみが選挙の際に適用されているのはチリ、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ニカラグア、ウルグアイ、ベネズエラの7カ国であるが、いずれの国でも女性下院議員のシェアは25%を下回っている。西ヨーロッパの政党型クオータとは異なり、これらの国ではあくまで一部の政党のみがジェンダー・クオータを採用している。そのため、女性議員のシェアはそれらの政党の選挙結果に大きく左右される。実際、ハイチの民主主義運動の国民運動 (Mouvement National des Mouvements Démocratiques) やベネズエラの民主行動党 (Acción Democrática) は近年議席を獲得してない。また、チリの民主主義党、社会党、キリスト教民主党のように政党型クオータを遵守せず、党の内規を下回る水準の女性候補者しか擁立していない事例も報告されている (Franceschet [2008: 192-197])。

一方、選挙制度をみてもみると、ハイチを除く国

で比例代表制（もしくは小選挙区制と比例代表制の両者）が採用されている。女性議員選出に関する研究のほとんどで（例えば、衛藤[2007: 5], Jones [2009: 58-59]）、女性にとって有利な選挙制度は比例代表制であると紹介されている。比例代表制では選挙区定数が複数となることが多いため、各政党が女性候補者を擁立する可能性もそれだけ高くなる。また、小選挙区制や中選挙区制ほどは多額の選挙資金を必要としない。一方、小選挙区制では一つの椅子をめぐる争いとなるため、一般に男性と比べて政界における経験の少ない女性を各政党が擁立するインセンティブは低くなる。この議論の妥当性は表1のデータからも確認できる。唯一の小選挙区制の国であるハイチにおける女性下院議員のシェアは、他のラテンアメリカ諸国と比べて極めて低い水準にある。また、小選挙区制と比例代表制を併用している国でも、女性議員の大半は比例区から選出されている。例えば、2005年のポリビア下院選の場合、小選挙区選出下院議員に占める女性の割合が7%であるのに対し、比例区選出下院議員に占める女性の割合は31%であった（Jones[2009: 78]）。

それでは、選挙法型クォータの効果はどうか。比例代表制では、選挙法型クォータは拘束名簿式と組み合わせられたとき、その効果をより発揮すると考えられている（Jones[2009: 57-58]）。拘束名簿式では予め政党側によって候補者順位が定められ、有権者はその順位を変更することができない。そのため、女性候補者を適切な順位に配することを義務付けることにより、一定割合の女性当選者を確保することができる。拘束名簿式比例代表制の国（小選挙区制と併用している国を含む）に注目すると、2010年9月現在有効な選挙法型クォータの存在するアルゼンチン、ポリビア、コスタリカ、メキシコが「成功例」であるのに対し、

同制度の存在しない（もしくは有効ではない）エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ウルグアイ、ベネズエラでは女性下院議員のシェアが何れも25%を下回っている。唯一の例外は、候補者順位規定が存在するにもかかわらず女性下院議員のシェアの低いパラグアイであるが、これは同国における選挙法型クォータが本選挙ではなく、各党内の予備選挙を対象としているためであると考えられる⁽⁶⁾。よって、拘束名簿式比例代表制の国においては、選挙法型クォータは一定の割合の女性候補者を上位に配することを義務付けている場合に限り、効果的であるといえよう。

他方、非拘束名簿式比例代表制では各候補の得票数によって当選者が決定されるため、候補者順位に関する規定は理論上存在し得ない。よって、選挙法型クォータが違反の際の罰則規定によって女性候補者数をコントロールできるかどうかが鍵となる。表1のデータもこれを裏付けており、非拘束名簿式比例代表制下で選挙法型クォータに罰則規定の存在するエクアドルとペルーでは、女性下院議員のシェアが25%を超えており、また、罰則規定が無い（もしくは選挙法型クォータ自体が存在しない）チリ、コロンビア、ホンジュラス、パナマでは、女性下院議員のシェアが25%に達していない。一方、ブラジルとドミニカ共和国では、罰則規定の存在にも関わらず女性下院議員のシェアが低い水準で推移しているが、これはパラグアイの例と同様に選挙法型クォータと選挙制度の間の齟齬に因るものであると考えられる⁽⁷⁾。

以上の考察から、ラテンアメリカでは選挙法型クォータが候補者順位規定や罰則規定を通じて既存の選挙制度とうまく組み合わせられた場合のみ、ジェンダー・クォータの効果を発揮していると考えられることができる。

Ⅲ 女性議員数増加の行政府への影響

前節までは、ジェンダー・クオータの女性議員数への影響を考察した。本節では、ジェンダー・クオータの間接的効果、すなわち、女性議員数増加の行政府への影響を検討したい。具体的には、女性議員数と女性大統領の登場および女性閣僚数の関係を論じる。

先述したように、近年はチリ、アルゼンチン、コスタリカで女性大統領が誕生している。しかし、フェルナンデス政権とチンチージャ政権は女性下院議員数の多い国で誕生しているものの、バチェレ政権は現在も女性下院議員のシェアが10%台のチリで誕生した。また、2010年10月にルセフが大統領に当選したブラジルにおいても、女性下院議員のシェアは極めて低い。それでは、女性議員数と女性大統領の登場との間に因果関係はあるのであろうか。

ここで、ラテンアメリカにおける大統領候補の選出プロセスに注目したい。シアベリスとモーゲンスタン (Siavelis and Morgenstern[2008: 24-37]) によれば、大統領候補者の特徴は選挙制度と各政党の特徴に依存する。そして、大統領候補者は、制度化されている政党内で出世して選ばれた「政党内部型 (Party Insider)」, 政党内で党内における序列を無視して選ばれた「政党追従型 (Party Adherents)」, 政党非公認もしくは新政党を自ら興して立候補した「自由独立型 (Free-wheeling Independents)」, 特定の社会集団の候補者である「エージェント型 (Group Agents)」の4類型に分類される。このうち、上記に挙げた4人はいずれも「政党内部型」にあてはまると考えられる。特に、いずれのケースでも党内で近い存在であった前大統領からそのままバトンを受け継いでおり、バチェレはラゴス (Ricardo Lagos) 政権 (2000～

2006年)の保健相および国防相、チンチージャは第二期アリアス (Óscar Arias) 政権 (2006～2010年)の副大統領、ルセフはルーラ (Luiz Inácio Lula Da Silva) 政権 (2003～2010年)の鉱業・エネルギー相および官房長官であった (CIDOB[2010])。そして、何より、フェルナンデスは前大統領キルチネル (Néstor Kirchner : 2003～2007年在職)の配偶者である。確かにフェルナンデスの前職は連邦上院議員であり豊富な議員経験を有しているものの、彼女ら4人の当選に直接寄与したのは前大統領とのパイプであると考えられる。

一方、女性議員数と女性閣僚数の関係はどうであらうか。ラテンアメリカ20カ国中、女性閣僚のクオータに関する規定があるのはコロンビアとボリビアである。先述したように、第4回世界女性会議からの世界的潮流を受け、コロンビアでも

選挙法型クォータが1999年に成立した。同法は議会だけでなく行政府や司法府にもクォータを適用しようとする画期的なものであったが、その違憲性に対する疑念から憲法裁判所に持ち込まれた。憲法裁判所は女性に対する優先枠を設けるといふ理念については、憲法上に謳われている政策決定への女性の効果的な参加を促進するものとして評価した。しかし、選挙における30%クォータについては、クォータが満たされない限り男性候補者が自動的に排除されてしまうことにつながり、平等の原理に反するとして無効であるとの判断を下した(Morgan[2005: 90-91])。そのため、コロンビアでは議会選挙での選挙法型クォータは違憲であるものの、閣僚ポストや司法府のポストなどの任命制のポストに対する30%クォータが存在している。ただし、パストラナ(Andrés Pastrana Arango)政権(1998~2002年)下とウリベ(Álvaro Uribe Vélez)政権(2002~2010年)末期ではこの法律が遵守されないこともあった(Wills y Cardoso[2008: 10-11])。また、2009年に新たに制定されたボリビア多民族国憲法第172条22項では、大統領の職務の一つとして「内閣構成における多民族性と男女平等を尊重して閣僚を任命すること」(Georgetown University[2010])が掲げられた。そして、新憲法の制定を受け、ボリビアのモラレス(Evo Morales)政権(2006年~)における女性閣僚のシェアは飛躍的に向上した。

ここで、表1の2010年のラテンアメリカ各国における女性下院議員のシェア(7月)と女性閣僚のシェア(9月)に注目すると、女性下院議員のシェアの高い国のうち、ボリビア、コスタリカ、エクアドルでは女性閣僚のシェアも高くなっていることがわかる。特に、2009年に新憲法が制定されたボリビアでは、内閣の半数以上が女性である。また、チンチージャ政権のコスタリカでも、

女性閣僚が全体の36.4%を占めている。一方、フェルナンデス政権の女性閣僚比は20%程度にとどまっており、メキシコとペルーの女性閣僚のシェアは他国と比べて低い水準である。

逆に、女性下院議員は少ないものの、女性閣僚のシェアが高い国も見受けられる。そのうち、コロンビアの女性閣僚数の多さは先述のクォータによるものであるが、ニカラグアでも第二期オルテガ(Daniel Ortega)政権(2007年~)の方針によって半数近い46.2%を女性閣僚が占めている。また、チリやパナマ、ベネズエラも女性閣僚のシェアが20%台後半になっている。よって、女性議員数と女性閣僚の関係は単純な比例関係には無いと考えられる。

ラテンアメリカの女性閣僚に関する先行研究は非常に少ないが、エスコバー・レモンとテイラー・ロビンソン(Escobar-Lemmon and Taylor-Robinson[2008: 348-350])は、「政党内部型」大統領は党内調整のしがらみのために女性閣僚を任命する可能性が低く、「自由独立型」大統領は女性閣僚を任命する可能性が高いとした。確かに、閣僚ポストが大統領による任命制である以上、大統領の特徴は閣僚の構成に大きく影響するはずであり、「自由独立型」に分類されるであろうモラレス政権のボリビア、ピニエラ(Sebastián Piñera)政権のチリ、コレア(Rafael Correa)政権のエクアドル、マルティネッリ(Ricardo Martinelli)政権のパナマ、チャベス(Hugo Chávez)政権のベネズエラで女性閣僚のシェアが高くなっている⁽⁸⁾。しかし、他の国々に注目すると、「政党内部型」のオルテガ政権のニカラグアでは女性閣僚数が多く、その一方で、「自由独立型」のコロン(Álvaro Colom)政権のグアテマラには女性閣僚が存在していない。よって、女性閣僚を分析するにはエスコバー・レモンとテイラー・ロビンソンの分析枠

組みから一歩踏み込んだ、より包括的な視点が必要であるといえよう。

IV 結論

「マチスモ」社会として知られているラテンアメリカにおいて、女性議員数が増加し、女性大統領が登場してきている。本稿は、このような状況を理解するため、ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータの女性の政界進出への影響を分析した。そして、ラテンアメリカでは政党型クオータと選挙法型クオータが導入されているが、政党型クオータはあまり機能していない点、そして、選挙法型クオータは候補者順位規定や罰則規定が既存の選挙制度とうまく組み合わせられた場合に限り、女性議員数の増加に貢献している点を指摘した。一方、女性議員数の増加の行政府への影響は限定的であると考えられる。近年誕生した女性大統領が候補者となったのは前大統領とのパイプによるものであり、また、女性議員数と女性閣僚数との間には直接的な因果関係はみられなかった。

ジェンダー・クオータの趣旨は、女性議員数を増加させることによって女性の政策決定への参加を促進することである。その一方で、ラテンアメリカにおける政策決定過程では行政府が立法府に対して優位であるが、女性議員数と女性大統領の誕生および女性閣僚数の間には明確な関係はみられない。それでは、ジェンダー・クオータによる女性議員数の増加は、本当にラテンアメリカにおける政策決定への女性の「実質的な」参加につながっているのだろうか。ジェンダー・クオータと政策決定過程の関係についてのより詳細な分析が、今後の研究課題となるであろう。

謝辞

本稿の内容の一部は2008年度松下国際財団研究助成・助成番号08-052「ジェンダー・クオータ制の政策アウトカムへの影響：アルゼンチンの事例を手がかりに」の研究成果に基づくものである。ここに記して感謝したい。

注

- (1) チャモロ以前にも、アルゼンチンのイサベル・ペロン (Isabel Perón: 1974~1976年在職)、ボリビアのリディア・テハダ (Lidia Tejada: 1979~1980年在職)、ハイチのエルサ・パスカル・トルイヨ (Ertha Pascal-Trouillot: 1990~1991年在職) が大統領に就任しているが、彼女らは大統領選を経ていない暫定大統領であった。
- (2) 衛藤[2007: 2-16]は、ジェンダー・クオータを政党が自発的に採用する「政党型クオータ」と憲法や関連法によって規定される「法律型クオータ」の2種類に分け、「議席クオータ」(クルークによる分類での「指定枠クオータ」と「候補者クオータ」(クルークによる分類での「選挙法型クオータ」)を法律型クオータの下位類型とした。本稿ではこの衛藤の分類との違いを明確にするため、「選挙法型クオータ」という訳語を使用している。また、辻村[2007: 5-11]のように、憲法改正(および法律)による強制的クオータ、法律による強制的クオータ、政党による自発的クオータの3種類に分類する方法もある。
- (3) チリではコンセルタシオン (Concertación de Partidos por la Democracia) を構成する民主主義党 (Partido por la Democracia)、社会党 (Partido Socialista de Chile)、キリスト教民主党 (Partido Demócrata Cristiano de Chile)、ウルグアイでは拡大戦線 (Frente Amplio) の一員である社会党 (Partido Socialista del Uruguay)、キリスト教民主党 (Partido Demócrata Cristiano del Uruguay)、新空間 (Nuevo Espacio) がそれぞれ政党型クオータを採用している (Krook[2009: 233-234])。
- (4) 女性下院議員のシェアの比較のために1997年1月

が選ばれているのは、IPU[2010]の国際比較データが同月分から作成されているためである。また、2010年9月時点では、2010年7月のデータが最新のものとなっている。

- (5) キューバにおける議員選出は、共産党によって選ばれた候補者に対する信任投票によって行われる。キューバ共産党は公式にはジェンダー・クォータを否定しているが、実際には候補者選出過程で男女比のバランスが大きく考慮されている (Luciak [2005])。
- (6) パラグアイでは、各政党の予備選における候補者名簿の5位ごとに女性候補者を1人配することを義務付けているが、本選挙の各選挙区における定数が小さく、各政党の1選挙区における平均獲得議席数は1.73である。よって、同国における選挙法型クォータは全く意味をなしていない (Jones [2009: 63-64])。
- (7) 例えば、ブラジルの選挙法型クォータ (30%) は選挙区ごとに設定されている各政党の最大候補者数 (おおむね定数の2倍) に対するものである。定数10、各政党に認められる最大候補者数20の選挙区の場合、各政党に禁止されるのは15人以上の男性候補者を擁立しないことだけであり、男性候補者が14人以内であれば女性候補者を立てる必要は無い。よって、実際の女性下院議員候補者は全体の13%程度にとどまっている (Jones [2009:63])。
- (8) ただし、モーゲンスタンとシアベリス (Morgenstern and Siavelis [2008]) はモラレスとチャベスを「エージェント型」に分類している。

参考文献

〈日本語文献〉

- 衛藤幹子 [2007] 「女性の過少代表とクォータ制度—特定集団の政治的優先枠に関する考察—」 (『法学志林』第104巻第4号 3月 1-46ページ)。
- 辻村みよ子 [2007] 「政治参画とジェンダー・クォータ制の合憲性を中心に」 (川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー／東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書第8巻』東北大学出版会 5-42ページ)。
- 内閣府男女共同参画局 [2010] 「第4回世界女性会議関連資料」 (<http://www.gender.go.jp/sekai-kaigi/>)

index_w.html 2010年9月17日アクセス)。

〈外国語文献〉

- Archenti, Nélide y María Inés Tula [2008] “Algunas cuestiones iniciales sobre las leyes de cuotas,” en Nélide Archenti y María Inés Tula eds., *Mujeres y política en América Latina: Sistemas electorales y cuotas de género*, Buenos Aires: Heliasta, pp.9-29.
- Baldez, Lisa [2004] “Elected Bodies: The Gender Quota Law for Legislative Candidates in Mexico,” *Legislative Studies Quarterly*, Vol. 29, No. 2, May, pp.231-258.
- Borner, Jutta, Mariana Caminotti, Jutta Marx y Ana Laura Rodríguez Gustá [2009] *Ideas, presencia y jerarquías políticas: Claroscuros de la igualdad de género en el Congreso Nacional de Argentina*, Buenos Aires: Prometeo Libros.
- CIA [2010] *The World Fact Book* (<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html> 2010年9月17日アクセス)。
- CIDOB [2010] *Biografías líderes políticos* (http://www.cidob.org/es/documentacion/biografias_lideres_politicos 2010年11月2日アクセス)。
- Congreso Visible [2010] (<http://www.congresovisible.org/> 2010年9月18日アクセス)。
- Escobar-Lemmon, Maria, and Michelle M. Taylor-Robinson [2008] “How Do Candidate Recruitment and Selection Processes Affect the Representation of Women?” in Peter M. Siavelis and Scott Morgenstern eds., *Pathways to Power: Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America*, University Park: The Pennsylvania State University Press, pp.345-368.
- Franceschet, Susan [2008] “La representación política de las mujeres en un país sin Ley de Cuotas: El caso de Chile,” en Nélide Archenti y María Inés Tula eds., *Mujeres y política en América Latina: Sistemas electorales y cuotas de género*, Buenos Aires: Heliasta, pp.191-209.
- Georgetown University [2010] *Political Database of the Americas* (<http://pdba.georgetown.edu/> 2010年9月29日アクセス)。

- Global Database of Quotas for Women[2010] (<http://www.quotaproject.org/> 2010年9月17日アクセス).
- IFES[2010] *Election Guide* (<http://www.electionguide.org/> 2010年9月17日アクセス).
- IPU[2010] *Women in National Parliaments* (<http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm> 2010年9月17日アクセス).
- Jones, Mark P.[2009] "Gender Quotas, Electoral Laws, and the Election of Women: Evidence From the Latin American Vanguard," *Comparative Political Studies*, Vol. 42, No. 1, January, pp.56-81.
- Johnson, Niki[2008] "Las cuotas en Uruguay: Una medida resistida," en Néilda Archenti y María Inés Tula eds., *Mujeres y política en América Latina: Sistemas electorales y cuotas de género*, Buenos Aires: Heliasta, pp.211-232.
- Krook, Mona Lena[2009] *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, New York: Oxford University Press.
- Luciak, Ilja A.[2005] "Party and State in Cuba: Gender Equality in Political Decision Making," *Politics & Gender*, Vol. 1, No. 2, June, pp.241-263.
- Marx, Jutta, Jutta Borner y Mariana Caminotti [2007] *Las legisladoras: Cupos de género y política en Argentina y Brasil*, Buenos Aires: Siglo 21 Editora Iberoamericana.
- Morgan, Martha I.[2005] "Emancipatory Equality: Gender Jurisprudence under the Colombian Constitution," in Beverley Baines and Ruth Rubio-Marin eds., *The Gender of Constitutional Jurisprudence*, New York: Cambridge University Press, pp.75-98.
- Morgenstern, Scott, and Peter M. Siavelis[2008] "Pathways to Power and Democracy in Latin America," in Peter M. Siavelis and Scott Morgenstern eds., *Pathways to Power: Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America*, University Park: The Pennsylvania State University Press, pp.371-401.
- Siavelis, Peter M., and Scott Morgenstern[2008] "Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America: A Framework for Analysis," in Peter M. Siavelis and Scott Morgenstern eds., *Pathways to Power: Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America*, University Park: The Pennsylvania State University Press, pp.3-37.
- Wills, María Emma, y Diana Florentina Cardoso[2008] "Partidos y compromisos de género: avances y barreras en la inclusión de las mujeres," en Beatriz Llanos y Kristen Sample eds., *Del dicho al hecho: Manual de buenas prácticas para la participación de las mujeres en los partidos políticos latinoamericanos*, Stockholm: International IDEA, pp.1-53.

(きくち・ひろかず／ピッツバーグ大学政治学部博士課程)